

令和 8 年 3 月 23 日

一宮市規則第 5 号から第 13 号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長 中 野 正 康

## 規則番号一覧表

規則第5号	一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則
規則第6号	一宮市都市拠点整備室設置規則
規則第7号	一宮市副市長の事務分担等を定める規則の一部を改正する規則
規則第8号	一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
規則第9号	一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則
規則第10号	一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
規則第11号	展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第12号	一宮市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
規則第13号	一宮市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

令和8年3月23日

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第5号

一宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(一宮市事務分掌規則の一部改正)

第1条 一宮市事務分掌規則(昭和45年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(債権回収特別対策室等の設置等) 第3条の2 次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、これに対応する同表左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる室を置く。 【別記1 参照】 別表第1(第2条関係) 【別記2 参照】 別表第2(第3条関係) 総合政策部 略 総務部 略 財務部 略 市民健康部 市民課 (1)～(6) 略 (7) <u>埋火葬の許可及び斎場の使用の許可等に関する事務</u> (8)～(12) 略 保険年金課 (1)・(2) 略 (3) <u>保険給付</u> _____ に関する事務 (4) <u>被保険者資格</u> _____ に関する事務 (5)・(6) 略 (7) <u>子ども医療費、心身障害者医療費、精神障害者医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務</u> (8) <u>後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務</u>	(債権回収特別対策室等の設置等) 第3条の2 略 【別記1 参照】 別表第1(第2条関係) 【別記2 参照】 別表第2(第3条関係) 総合政策部 略 総務部 略 財務部 略 市民健康部 市民課 (1)～(6) 略 (7) 埋火葬の許可 _____ _____ に関する事務 (8)～(12) 略 保険年金課 (1)・(2) 略 (3) <u>国民健康保険の保険給付</u> に関する事務 (4) <u>国民健康保険の被保険者資格</u> に関する事務 (5)・(6) 略

(9)・(10) 略

(11) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務

(12) 後期高齢者医療の健康診査に関する事務

(13) 愛知県後期高齢者医療広域連合に関する事務

保健所保健総務課 略

保健所保健予防課 略

保健所保健衛生課 略

保健所健康支援課

(1)～(11) 略

福祉部

(福祉事務所)

福祉総務課 略

障害福祉課

(1) 略

(2)～(8) 略

(7)・(8) 略

医療助成課

(1) 子ども医療費、心身障害者医療費、精神障害者医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務

(2) 後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務

(3) 後期高齢者医療の保険給付に関する事務

(4) 後期高齢者医療の被保険者資格に関する事務

(5) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務

(6) 後期高齢者医療の健康診査等に関する事務

(7) 愛知県後期高齢者医療広域連合に関する事務

保健所保健総務課 略

保健所保健予防課 略

保健所保健衛生課 略

保健所健康支援課

(1)～(11) 略

(12) 妊婦のための支援給付に関する事務

福祉部

(福祉事務所)

福祉総務課 略

障害福祉課

(1) 略

(2) 障害者基本計画等の策定及び推進に関する事務

(3)～(9) 略

(10) 自立支援給付及び障害児通所給

生活福祉課  
(1)～(3) 略  
(4) 法定外援護に関する事務  
(5) 略  
高年福祉課 略  
介護保険課 略  
子ども家庭部 略  
環境部 略  
活力創造部  
産業振興課  
(1)～(16) 略  
  
観光交流課  
(1) 中心市街地活性化に関する事務  
(2)～(13) 略  
農業振興課 略  
スポーツ課 略  
指定管理課 略  
博物館管理課 略  
図書館管理課 略  
まちづくり部  
都市計画課  
(1)～(7) 略  
  
(8) 駅周辺及びインター周辺整備に  
関する事務  
(9)・(10) 略  
地域交通課 略  
区画整理課  
(1)～(8) 略  
(9) 土地区画整理事業の計画に  
関する事務  
(10) 組合等が行う土地区画整理事業  
施行全般の技術指導に関する事務  
(11) 組合等が行う土地区画整理事業

付に関する事務  
(11) 障害者自立支援協議会に関する  
事務  
生活福祉課  
(1)～(3) 略  
  
(4) 略  
高年福祉課 略  
介護保険課 略  
子ども家庭部 略  
環境部 略  
活力創造部  
産業振興課  
(1)～(16) 略  
(17) 中心市街地活性化に関する事務  
観光交流課  
  
(1)～(12) 略  
農業振興課 略  
スポーツ課 略  
指定管理課 略  
博物館管理課 略  
図書館管理課 略  
まちづくり部  
都市計画課  
(1)～(7) 略  
(8) 広域事業の連絡調整等に関する  
事務  
(9) 駅周辺\_\_\_\_\_整備に  
関する事務  
(10)・(11) 略  
地域交通課 略  
区画整理課  
(1)～(8) 略

<u>の許認可等に関する事務</u> <u>(12)</u> 略 公園緑地課 略 建築部 略 建設部 略	<u>(9)</u> 略 公園緑地課 略 建築部 略 建設部 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

課	室	分掌事務
略		
子育て支援課	略	

改正案

課	室	分掌事務
略		
子育て支援課	略	
施設管理課	施設建設準備室	(1) <u>ごみの広域処理に係る一般廃棄物処理施設の建設工事に関する事務</u>
		(2) <u>ごみの広域処理に係る企画調整に関する事務</u>
		(3) <u>ごみの広域処理に係る計画の実施に関する事務</u>

【別記2】

現行



部	課
略	
市民健康部	略
	保険年金課
	略
略	

改正案

部	課
略	
市民健康部	略
	保険年金課
	医療助成課



略							
17	愛知県一宮市長之印	てん書	方21	愛知県一宮市長之印	市民課 各出張所 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課 会計課	1 各1 2 1 1	略
17の3	愛知県一宮市長之印	てん書	方21	愛知県一宮市長之印	市民課 各出張所 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課	1 各1 2 1	略
略							
18	愛知県一宮市長職務代理者之印	てん書	方21	愛知県一宮市長職務代理者之印	行政課 尾西事務所総務管理課 木曾川事務所総務窓口課	12 2 1	略
18の2	愛知県一宮市長職務代理者之印	てん書	方21	愛知県一宮市長職務代理者之印	市民課 各出張所 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課	1 各1 2 1	略
略							
33	一宮市立○ ○長印	れい書	方21	一宮市立○ ○長印	朝日荘 いずみ学園	1 1	朝日荘長 又はいずみ学園長 名で発する文書
略							
90	後期高齢者医療事務専用愛知県一宮市長之印	てん書	方14	愛知県一宮市長職務代理者之印	保険年金課	1	後期高齢者医療保険料の徴収事務専用
90の2	後期高齢者	てん書	方14		保険年金課	1	後期高齢

	医療事務専用愛知県一宮市長之印						者医療保険料の徴収事務(電子計算機による押印)専用
91	後期高齢者医療事務専用愛知県一宮市長之印	てん書	方14		保険年金課	1	後期高齢者医療保険料の徴収事務(印刷)専用
略							

改正案

公印番号	公印名	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	管守課	個数	用途
略							
17	愛知県一宮市長之印	てん書	方21		市民課	1	略
					各出張所	各1	
					尾西事務所窓口課	1	
					木曾川事務所総務窓口課	1	
					会計課	1	
17の3	愛知県一宮市長之印	てん書	方21		市民課	1	略
					各出張所	各1	
					尾西事務所窓口課	1	
					木曾川事務所総務窓口課	1	
略							
18	愛知県一宮市長職務代理者之印	てん書	方21		行政課	12	略
					尾西事務所総務管理課	1	
					木曾川事務所総務窓口課	1	
18の2	愛知県一宮市長職務代	てん書	方21		市民課	1	略
					各出張所	各1	

	理者之印			愛知県一宮市長職務代理者之印	尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課	1 1	
略							
33	一宮市立朝日荘長之印	れい書	方21	一宮市立朝日荘長之印	朝日荘	1	朝日荘長名で発する文書
33の2	一宮市立いずみ学園長之印	れい書	方21	一宮市立いずみ学園長之印	子ども発達支援課	1	いずみ学園長名で発する文書
略							
90	後期高齢者医療事務専用愛知県一宮市長之印	てん書	方14	愛知県一宮市長之印 後期高齢者医療事務専用	医療助成課	1	後期高齢者医療保険料の徴収事務専用
90の2	後期高齢者医療事務専用愛知県一宮市長之印	てん書	方14	愛知県一宮市長之印 後期高齢者医療事務専用	医療助成課	1	後期高齢者医療保険料の徴収事務(電子計算機による押印)専用
91	後期高齢者医療事務専用愛知県一宮市長之印	てん書	方14	愛知県一宮市長之印 後期高齢者医療事務専用	医療助成課	1	後期高齢者医療保険料の徴収事務(印刷)専用
略							

## 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の一宮市公印規則別表第2 33の項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年3月23日

一宮市都市拠点整備室設置規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第6号

一宮市都市拠点整備室設置規則

(設置)

**第1条** 地域の活性化及び経済の発展に寄与する拠点の創出を目的とした都市基盤整備事業の実施に向けた検討を行うため、まちづくり部に都市拠点整備室(以下「整備室」という。)を設置する。

(分掌事務)

**第2条** 整備室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市基盤整備事業の計画に関する事務
- (2) 都市基盤整備事業の事業化促進に関する事務
- (3) 組合等が行う土地区画整理事業施行全般の技術指導に関する事務
- (4) 組合等が行う土地区画整理事業の許認可等に関する事務

(補職)

**第3条** 整備室に都市拠点整備室長(以下「室長」という。)を置く。

2 整備室に課長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

**第4条** 室長は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督し、分掌事務を処理する。

2 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(予算の編成及び執行等)

**第5条** 整備室における予算の編成及び執行並びに事務の専決及び代決については、予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規程第7号)及び一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)に規定する部等の次長等に係る事項を室長に適用する。

(雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 行政職給料表(1)の等級別基準職務	別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 略

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 7級 室長(地域DX戦略室長_____を除く。)、いずみ学園長、管理主事、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、図書館長、博物館長、資料館長、美術館長、一宮消防署長、分署長、尾西消防署長、木曾川消防署長、消防1課長若しくは消防2課長の職又は市長が別に定める職</p> <p>(5) 8級 地域DX戦略室長、尾西事務所長、木曾川事務所長_____、会計管理者、監査事務局長若しくは消防次長の職又は市長が別に定める職</p> <p>(6) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 7級 室長(地域DX戦略室長及び都市拠点整備室長を除く。)、いずみ学園長、管理主事、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、図書館長、博物館長、資料館長、美術館長、一宮消防署長、分署長、尾西消防署長、木曾川消防署長、消防1課長若しくは消防2課長の職又は市長が別に定める職</p> <p>(5) 8級 地域DX戦略室長、尾西事務所長、木曾川事務所長、都市拠点整備室長、会計管理者、監査事務局長若しくは消防次長の職又は市長が別に定める職</p> <p>(6) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和8年3月23日

一宮市副市長の事務分担等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第7号

一宮市副市長の事務分担等を定める規則の一部を改正する規則

一宮市副市長の事務分担等を定める規則(令和4年一宮市規則第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(事務分担) 第2条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。 (1) 福井副市長 <u>山田副市長</u> の事務分担以外に関する事務 (2) <u>山田副市長</u> まちづくり部、建築部、建設部及び上下水道部に関する事務並びに市長が特に命ずる事項に関する事務	(事務分担) 第2条 略  (1) 福井副市長 <u>田中副市長</u> の事務分担以外に関する事務 (2) <u>田中副市長</u> まちづくり部、建築部、建設部及び上下水道部に関する事務並びに市長が特に命ずる事項に関する事務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第8号

一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第22条 略 2～10 略	第22条 略 2～10 略 <u>11 条例第16条第2項に規定する市長が規則で定める額は、育児休業法第2条の規定により育児休業をした職員(以下この項において「育児休業職員」という。)が基準日現在(退職し、又は死亡した育児休業職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額に100分の4を乗じて得た額を当該育児休業職員が担当していた業務に任命権者に命ぜられて従事した職員の人数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に市長が別に定める方法により算出した月数を乗じて得た額とする。</u>
11 略	12 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市職員の給与の支給等に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員が当該育児休業をする前に担当していた業務(以下「育休職員担当業務」という。)に任命権者に命ぜられて従事する職員の勤勉手当の額について適用し、施行日前に育休職員担当業務に任命権者に命ぜられて従事した職員の勤勉手当の額については、なお従前の例による。

令和8年3月23日

一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第9号

一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第18条 略 2～9 略 10 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を <u>控除</u> する。 (1)～(5) 略 11 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第2号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として <u>在職した期間</u> は、 <u>第8項</u> の在職期間に算入する。 (1)・(2) 略 12 第9項及び第10項の規定は、前項の期間の算定について <u>準用する。</u>	第18条 略 2～9 略 10 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を <u>除算</u> する。 (1)～(5) 略 11 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第2号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として <u>勤務した期間</u> は、 <u>第9項</u> の在職期間に算入する。 (1)・(2) 略 12 前項の期間の算定については、 <u>第10項各号</u> に掲げる期間に相当する期間を <u>除算する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

**第2条** 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 等級別基準職務表(第3条) 第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給(第4条— <u>第12条</u> ) 第4章 昇格及び降格( <u>第13条</u> ・第14条) 第5章 初任給基準又は給料表の適用を異	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 等級別基準職務表(第3条) 第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給(第4条— <u>第11条</u> ) 第4章 昇格及び降格( <u>第12条</u> —第14条) 第5章 初任給基準又は給料表の適用を異

にする異動(第15条—第18条)

第6章 削除

第7章 昇給(第22条—第28条の2)

第8章 降号(第29条)

第9章 特別の場合における号給の決定(第30条・第31条)

第10章 雑則(第32条・第33条)

付則

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第4条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 略

3 経験者採用試験

の結果に基づいて新たに職員となった者 その他市長の定める職員(以下「経験者試験等採用者」という。) の職務の級は、市長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となった者のうち、前2項の規定の適用を受ける者以外の者

の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位

にする異動(第15条—第18条)

第6章 削除

第7章 昇給(第22条—第28条の2)

第8章 降号(第29条)

第9章 特別の場合における号給の決定(第30条・第31条)

第10章 雑則(第32条・第33条)

付則

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第4条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、第12条後段に規定する職務の級に決定される職員については、同条後段の規定を準用する。

2 略

3 経験者試験等採用者(新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が1年以上である者(前項に規定する者を除く。) をいう。以下同じ。) の職務の級は、

部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が1年に満たない者(採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。) の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位

の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間をその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして決定することができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第10条各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号 \_\_\_\_\_ に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を基礎として引き続き職員であったものとして昇格 \_\_\_\_\_ の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第5条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 \_\_\_\_\_ その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

の職務の級)に決定するものとする

- 5 \_\_\_\_\_職員から人事交流等により引き続き次の各号 \_\_\_\_\_ のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できる \_\_\_\_\_ ものとする。

- (1) 一宮市に勤務する者で給料表の適用を受けないもの  
(2) 他の地方公共団体の職員  
(3) 国家公務員  
(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者  
(5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの  
(6) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

(新たに職員となった者の号給)

第5条 略

- (1) 前条第2項に規定する職員(第4号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(2) 経験者試験等採用者 市長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された \_\_\_\_\_ 部内の他の職員 \_\_\_\_\_ で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給 \_\_\_\_\_

(3) 前2号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条第1項又は第14条第1項の規定により得られる号給

(4) 略

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(経験者試験等採用者を除く。)の号給については、同項 \_\_\_\_\_

(2) 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給(部内職員がいない者及びこれに準ずる者として市長の定める者にあつては、市長の定める号給)

(3) 前条第4項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(4) 略

2 前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者 \_\_\_\_\_ の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これ

\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、第7条から第12条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する\_\_\_\_\_。

2 略

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第7条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の資格を有するもので、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給の欄に定める号給を修学年数に応じ調整することができる。

(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第25条第1項に規定する特定職員であるときは、3(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第27条の2に規定する職員にあつては、0))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)～(3) 略

(下位の区分を適用する方が有利な場合の

に準ずる場合として市長が定める場合には、前項の規定にかかわらず、市長の\_\_\_\_\_定めるところにより、その者の号給を決定する

\_\_\_\_\_ことができる。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用するものとする。

2 略

第7条 削除

(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第25条第1項に規定する特定職員であるときは、3(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第27条の2に規定する職員にあつては、0))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)～(3) 略

(特別の事情がある職員に対する職務の級

号給)

第9条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の区分より初任給の欄の号給が下位である学歴免許等の欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第10条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- (1) 一宮市に勤務する者で給料表の適用を受けないもの
- (2) 他の地方公共団体の職員
- (3) 国家公務員
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

(特殊の職に採用する場合の号給)

第11条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について、第8条又は第9条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮し、

及び号給の取扱い)

第9条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第10条及び第11条 削除

市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

## 第12条 削除

### 第4章 昇格及び降格

(初任給基準\_\_\_\_\_を異にする  
異動の場合の職務の級)

第15条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第5条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして決定することができる職務の級の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

### 第4章 昇格及び降格

(昇格)

第12条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職給料表(1)7級以上の級その他市長の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が定める要件を満たしていなければならぬ。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする  
異動の場合の職務の級)

第15条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級

\_\_\_\_\_は、その異動後の職務に応じ決定する

\_\_\_\_\_ものとする。この場合において、第12条後段に規定する職務の級に決定される職員については、同条後段の規定を準用する。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)



<p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第7項又は第8項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第15条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする</p> <p>11 略</p>	<p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第7項又は第8項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第15条第1号に掲げる異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする</p> <p>11 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改正)

**第3条** 一宮市職員の扶養手当支給に関する規則(昭和45年一宮市規則第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の所得の合計額が年額1,300,000円以上_____である者。この場合の所得の計算については、所得税法(昭和40年法律第33号。以下「法」という。)に規定する給与所得、雑所得のうち公的年金等に係るもの及び法第9条第1項第3号に規定する所得(以下「給与所得等」という。)にあっては法第36条の収入金額を、給与所得等以外の所得にあってはその所得の金額に92を乗じ35で除して得た額を所得とする。</p>	<p>(認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の所得の合計額が年額1,300,000円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者<del>にあっては、</del>年額1,500,000円以上)である者。この場合の所得の計算については、所得税法(昭和40年法律第33号。以下「法」という。)に規定する給与所得、雑所得のうち公的年金等に係るもの及び法第9条第1項第3号に規定する所得(以下「給与所得等」という。)にあっては法第36条の収入金額を、給与所得等以外の所得にあってはその所得の金額に92を乗じ35で除して得た額を所得とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

**第4条** 一宮市職員の通勤手当支給に関する規則(昭和40年一宮市規則第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この規則において、「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第5条第1項第3号に規定する交通用具を通勤のため利用する場合_____</p> <p>1か月</p> <p>3 前項第1号に掲げる交通機関について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第9条第1項各号に掲げる事由に該当する場合に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専従許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第78号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第5条第1項第3号に規定する交通用具を通勤のため利用する場合又は同条第5項に規定する駐車場等を利用する場合_____</p> <p>1か月</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専従許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第78号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(1日の勤務時間の全部について勤務しない</u></p>

\_\_\_\_\_  
自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5  
第1項の規定する自己啓発等休業をいう。  
以下同じ。)をし、配偶者同行休業(地方  
公務員法第26条の6第1項の規定する配偶  
者同行休業をいう。以下同じ。)をし、研  
修等のために旅行をし、又は休暇を取得  
することにより通勤しないこととなるこ  
と。

(3)～(5) 略

(届出)

第3条 職員が次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、通勤届又は通勤変更届により、  
その通勤の実状を直ちに 任命権者に届け  
出なければならない。

(1) 略

(2) 住居を変更し、又は通勤の運賃の額\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に変更があった場  
合

(3) 通勤の方法に変更があった場合

2 略

(通勤手当の額)

第5条 通勤手当の額は、次に掲げる区分に応  
じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 通勤のため自転車又は原動機付自転  
車、自動車その他の原動機付の交通用具  
を利用するもの(前2号に該当するものを  
除く。) 次に掲げる通勤距離の区分に応  
じ、支給単位期間につき、それぞれ次に  
定める額(在宅勤務等手当を支給される  
職員にあっては、その額に100分の50を乗  
じて得た額とし、定年前再任用短時間勤

\_\_\_\_\_  
こととなる場合のものに限る。)により、  
自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5  
第1項の規定する自己啓発等休業をいう。  
以下同じ。)をし、配偶者同行休業(地方  
公務員法第26条の6第1項の規定する配偶  
者同行休業をいう。以下同じ。)をし、研  
修等のために旅行をし、又は休暇を取得  
することにより通勤しないこととなるこ  
と。

(3)～(5) 略

(届出)

第3条 職員が次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、通勤届又は通勤変更届により、  
その通勤の実情を速やかに任命権者に届け  
出なければならない。

(1) 略

(2) 住居を変更し、又は通勤の運賃の額若  
しくは自動車等(自動車又は原動機付自  
転車その他の原動機付の交通用具をい  
う。以下同じ。)の駐車のための施設(そ  
の所在地及び利用形態が市長が別に定め  
る要件を満たすものに限る。以下「駐車  
場等」という。)の料金に変更があった場  
合

(3) 通勤方法を変更し、又は駐車場等の利  
用を開始し、若しくは終了した場合

2 略

(通勤手当の額)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) 通勤のため自転車又は自動車等  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

を利用するもの(前2号に該当するものを  
除く。) 次に掲げる通勤距離の区分に応  
じ、支給単位期間につき、それぞれ次に  
定める額(在宅勤務等手当を支給される  
職員にあっては、その額に100分の50を乗  
じて得た額とし、定年前再任用短時間勤

務職員にあつては、その額に100分の62（勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難い場合は、これに相当する範囲内で別に定める割合）を乗じて得た額）

ア 4キロメートル未満のもの 3,300円

イ 4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,500円

ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 5,700円

エ 8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 6,900円

オ 10キロメートル以上12キロメートル未満のもの 8,200円

カ 12キロメートル以上14キロメートル未満のもの 9,500円

キ 14キロメートル以上16キロメートル未満のもの 10,800円

ク 16キロメートル以上18キロメートル未満のもの 12,100円

ケ 18キロメートル以上20キロメートル未満のもの 13,400円

コ 20キロメートル以上30キロメートル未満のもの 14,900円

サ 30キロメートル以上40キロメートル未満のもの 16,400円

シ 40キロメートル以上50キロメートル未満のもの 17,900円

ス 50キロメートル以上のもの 19,400円

2 略

3 第1項第1号及び第2号の規定による通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

4 略

務職員にあつては、その額に100分の62（勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由によりこれにより難い場合は、これに相当する範囲内で別に定める割合）を乗じて得た額）

ア 4キロメートル未満のもの 3,400円

イ 4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,600円

ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 5,800円

エ 8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 7,000円

オ 10キロメートル以上12キロメートル未満のもの 8,300円

カ 12キロメートル以上14キロメートル未満のもの 9,600円

キ 14キロメートル以上16キロメートル未満のもの 10,900円

ク 16キロメートル以上18キロメートル未満のもの 12,200円

ケ 18キロメートル以上20キロメートル未満のもの 13,500円

コ 20キロメートル以上30キロメートル未満のもの 15,000円

サ 30キロメートル以上40キロメートル未満のもの 16,500円

シ 40キロメートル以上50キロメートル未満のもの 18,000円

ス 50キロメートル以上のもの 19,500円

2 略

3 第1項第1号及び第2号の規定による通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び通勤方法により算出するものとする。

4 略

5 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とす

(通勤手当の返納)  
第9条 通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員に、次項に定める額を返納させるものとする。

(1) 略

(2) 通勤の経路若しくは通勤の方法を変更し  
\_\_\_\_\_、又は通勤のため負担する運賃の額\_\_\_\_\_に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合(前条第3項後段の規定に該当する場合を除く。)

(3)・(4) 略

2・3 略

るものの通勤手当の額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額としてそれぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合には、5,000円)

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が別に定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項第3号の規定による額  
(通勤手当の返納)

第9条 略

(1) 略

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合(前条第3項後段の規定に該当する場合を除く。)

(3)・(4) 略

2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中一宮市職員の給与の支給等に関する規則第18条第11項の改正規定(「第8項」を「第9項」に改める部分に限る。)及び第4条中一宮市職員の通勤手当支給に関する規則第2条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に新たに職員となった者の号給の調整)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に一宮市職員採用規則(昭和51年一宮市規則第51号)に規定する競争試験又は選考(施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該競争試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(一般任期付職員の号給の決定の特例) 第8条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、前条並びに初任給規則第3条から第10条まで及び第12条の規定を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等に係る規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。</p> <p>2 初任給規則第16条第1項第2号の規定は、前項の規定の適用を受ける一般任期付職員について準用する。この場合において、同号中「<u>第11条</u>」とあるのは、「<u>一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年一宮市規則第7号)第8条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(一般任期付職員の号給の決定の特例) 第8条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、前条並びに初任給規則第3条から第6条まで、<u>第8条、第9条及び第12条</u>の規定を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等に係る規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。</p> <p>2 初任給規則第16条第1項第2号の規定は、前項の規定の適用を受ける一般任期付職員について準用する。この場合において、同号中「<u>第5条第2項</u>」とあるのは、「<u>第5条第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年一宮市規則第7号)第8条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和8年3月23日

一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第10号

一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市国民健康保険税条例施行規則(昭和60年一宮市規則第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(国民健康保険税の減免) 第3条 次の表の左欄に掲げる各号のいずれかに該当し、事情やむを得ないと認める場合は、条例第26条の規定により、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の国民健康保険税を減免する。ただし、同表第5号イの規定は、条例第23条第1項第1号又は第2号の規定により国民健康保険税を減額される者については、適用しないものとする。 【別記 参照】 2・3 略	(国民健康保険税の減免) 第3条 略  【別記 参照】 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

減免の理由	減免額
略	
(2) 世帯主又は被保険者の前年の合計所得金額が一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)第24条第1項第2号に規定する額に2を乗じて得た金額以下で、前年の翌年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して2分の1以下に減少すると認められる場合	左欄に該当する者に係る条例第3条、第6条又は第8条 <u>                    </u> の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額
略	
(4) 賦課期日現在(4月1日)、障害者又は児童扶養手当の受給者で総所得金額等が1,350,000円以下の場合	左欄に該当する者に係る条例第3条、第6条又は第8条 <u>                    </u> の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額

<p>(5) 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得し、かつ、当該被用者保険の被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者資格を取得した場合(当該被用者保険の被扶養者であった期間内に当該被用者保険に係る保険料を賦課されていない期間がある者が、国民健康保険の資格取得時点で65歳以上の者である場合に限る。)。この場合において、この号イの規定による減免は、国民健康保険の資格取得後2年間に限り、行うものとする。</p>	<p>ア 左欄に該当する者に係る<u>条例第3条又は第6条</u>の規定により算出した所得割額の全額</p> <p>イ 左欄に該当する者に係る<u>条例第4条又は第7条</u>に規定する額の100分の50(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の30)に相当する額(当該世帯(特定世帯を除く。)が減免対象者のみで構成されている場合は、特定継続世帯以外の世帯にあつてはこれらの額に、<u>条例第5条第1号又は第7条の2第1号</u>に規定する額の100分の50(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の30)に相当する額を、特定継続世帯にあつてはこれらの額に、<u>条例第5条第1号又は第7条の2第1号</u>に規定する額の100分の25(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の10)に相当する額を加算した額)</p>
略	

改正案

減免の理由	減免額
略	
<p>(2) 世帯主又は被保険者の前年の合計所得金額が一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)第24条第1項第2号に規定する額に2を乗じて得た金額以下で、前年の翌年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して2分の1以下に減少すると認められる場合</p>	<p>左欄に該当する者に係る<u>条例第3条、第6条、第8条又は第9条の3</u>の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額</p>
略	
<p>(4) 賦課期日現在(4月1日)、障害者又は児童扶養手当の受給者で総所得金額等が1,350,000円以下の場合</p>	<p>左欄に該当する者に係る<u>条例第3条、第6条、第8条又は第9条の3</u>の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額</p>
<p>(5) 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得し、かつ、当該被用者保険の被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者資格を取得した場合(当該被</p>	<p>ア 左欄に該当する者に係る<u>条例第3条、第6条又は第9条の3</u>の規定により算出した所得割額の全額</p> <p>イ 左欄に該当する者に係る<u>条例第4条、第7</u></p>

<p>用者保険の被扶養者であった期間内に当該被用者保険に係る保険料を賦課されていない期間がある者が、国民健康保険の資格取得時点で65歳以上の者である場合に限る。)。この場合において、この号イの規定による減免は、国民健康保険の資格取得後2年間に限り、行うものとする。</p>	<p>条、第9条の4又は第9条の5に規定する額の100分の50(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の30)に相当する額(当該世帯(特定世帯を除く。)が減免対象者のみで構成されている場合は、特定継続世帯以外の世帯にあつてはこれらの額に、<u>条例第5条第1号、第7条の2第1号又は第9条の6第1号</u>に規定する額の100分の50(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の30)に相当する額を、特定継続世帯にあつてはこれらの額に、<u>条例第5条第1号、第7条の2第1号又は第9条の6第1号</u>に規定する額の100分の25(条例第23条第1項第3号の規定に該当する場合は、100分の10)に相当する額を加算した額)</p>
<p>略</p>	

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年3月23日

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第11号

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則(平成7年一宮市規則第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(付属設備の種類及び利用料金の上限額)	(付属設備の種類及び利用料金の上限額)
第5条 展望塔に設置する付属設備の種類及び利用料金の上限額は、次のとおりとする。	第5条 略
(1) 略	(1) 略
(2) テレビ望遠鏡 1回につき <u>200円</u>	(2) テレビ望遠鏡 1回につき <u>300円</u>
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

一宮市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第12号

一宮市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

一宮市消防本部の組織に関する規則(昭和48年一宮市規則第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 本部に総務課、予防課、<u>消防救急課</u>及び通信指令課を置く。 (<u>消防救急課の事務分掌</u>)</p> <p>第3条の3 <u>消防救急課</u>は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>消防署</u>の企画調整に関する事務</p> <p>(6) <u>災害の警戒及び防御に関する事務</u></p> <p>(7) <u>救急及び救助に関する事務</u></p> <p>(8) <u>消防活動</u>の基準、研究及び対策に関する事務</p> <p>(9) <u>救急及び救助統計に関する事務</u></p> <p>(10) <u>消防署員の</u>教育及び訓練に関する事務</p> <p>(11) <u>救急の普及及び応急手当、指導に関する事務</u></p> <p>(12) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 本部に総務課、予防課、<u>消防課</u>、<u>救急課</u>及び通信指令課を置く。 (<u>消防課</u>の事務分掌)</p> <p>第3条の3 <u>消防課</u>は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>消防署における警戒及び救助の企画調整に関する事務</u></p> <p>(6) <u>警戒及び救助に関する事務</u></p> <p>(7) <u>警戒及び救助の基準、研究及び対策に関する事務</u></p> <p>(8) <u>消防署員の警戒及び救助に関する教育及び訓練に関する事務</u></p> <p>(9) 略 (<u>救急課の事務分掌</u>)</p> <p>第3条の4 <u>救急課</u>は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>消防署における救急の企画調整に関する事務</u></p> <p>(2) <u>災害の警戒及び防御に関する事務</u></p> <p>(3) <u>救急活動の基準、研究及び対策に関する事務</u></p> <p>(4) <u>救急統計に関する事務</u></p> <p>(5) <u>消防署員の救急に関する教育及び訓</u></p>

<p>(通信指令課の事務分掌)</p> <p>第3条の4 略</p>	<p>練に関する事務</p> <p>(6) 応急手当の普及及び指導に関する事務</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる事務</p> <p>(通信指令課の事務分掌)</p> <p>第3条の5 略</p>
------------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の一宮市消防本部の組織に関する規則に規定する消防本部消防救急課に勤務する職員は、別段の辞令が発せられた場合を除き、改正後の一宮市消防本部の組織に関する規則に規定する消防本部消防課に勤務を命ぜられたものとみなす。

(一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

- 3 一宮市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年一宮市規則第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(委員の定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、<u>13人</u>とする。</p> <p>(1) 総務課、<u>予防課及び消防救急課</u> <u>3</u> <u>人</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、<u>12人</u>とする。</p> <p>(1) 総務課及び予防課 <u>1</u> <u>人</u></p> <p><u>(2) 消防課及び救急課</u> <u>1人</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和8年3月23日

一宮市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第13号

一宮市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則  
一宮市火災予防条例施行規則(昭和48年一宮市規則第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(設備の届出)</p> <p>第6条 条例第44条各号に掲げる火を使用する設備等を設置するときは、次に掲げる届出書を2部提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる設備については、<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備</u> <u>・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第13条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式については、別に定める。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) /<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー</u>/<u>給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備</u>/<u>ヒートポンプ冷暖房機</u> <u>／火花を生ずる設備・放電加工機</u>/<u>設置届出書</u></p> <p>(7)～(21) 略</p>	<p>(設備の届出)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる設備については、<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備</u>・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) /<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー</u>/<u>給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備</u>/<u>一般サウナ設備</u>・ヒートポンプ冷暖房機/<u>火花を生ずる設備・放電加工機</u>/<u>設置届出書</u></p> <p>(7)～(21) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。